

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 千葉県市川市田尻二丁目11番25号

氏 名 株式会社市川環境エンジニアリング

代表取締役 石井邦夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 大澤 正明



許可の年月日 平成 29年 5月 30日

許可の有効期限 平成 34年 5月 29日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬

(2) 産業廃棄物の種類（積替え、保管を除く）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④感染性産業廃棄物、⑤特）廃PCB等、⑥特）PCB汚染物、⑦特）PCB処理物、⑧特）燃え殻（含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）、⑨特）汚泥（含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）、⑩特）廃油（含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）、⑪特）廃酸（含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）、⑫特）廃アルカリ（含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）、⑬特）銻さい（含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）、⑭特）ばいじん（含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）（以上14種類）

※⑤、⑥及び⑦については、低濃度PCB廃棄物に限る。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 29年 5月 30日 新規許可

4 積替え許可の有無

有・無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。



特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。



- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

有害物質	特) 燃え殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アルカリ	特) 鉍さい	特) ばいじん	特) 13号廃棄物
アルキル水銀化合物		○		○	○	○	○	-
水銀又はその化合物		○		○	○	○	○	-
カリウム又はその化合物	◎	○		○	○	○	○	-
鉛又はその化合物	◎	○		○	○	○	○	-
有機燐化合物		◎		○	○			
六価クロム化合物	○	◎		○	○	○	○	-
砒素又はその化合物	○	◎		○	○	○	○	-
シアン化合物		○		○	○			
PCB		-		-	-			
トリクロロエチレン		○	○	○	○			
テトラクロロエチレン		○	○	○	○			
ジクロロメタン		○	○	○	○			
四塩化炭素		○	○	○	○			
1,2-ジクロロエタン		◎	○	○	○			
1,1-ジクロロエチレン		◎	○	○	○			
シス-1,2-ジクロロエチレン		◎	○	○	○			
1,1,1-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1,1,2-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1,3-ジクロロプロペン		○	○	○	○			
チウラム		○		○	○			
シマジン		○		○	○			
チオベンカルブ		○		○	○			
ベンゼン		○	○	○	○			
セレン又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
1,4-ジオキサン		○	○	○	○		○	
ダイキシン類	○	○		○	○		○	-



本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。